

令和3年度

第5回豊後高田市農業委員会総会議事録

日時 令和3年8月6日(金)午前10時00分
場所 豊後高田市役所高田庁舎
本館2階コスモスホール

出席委員

出席委員 10名 欠席委員 3名

議席番号	氏名	出欠	議席番号	氏名	出欠	議席番号	氏名	出欠
1	佐々木弘幸	×	6	神田三重子	○	11	河野三男	○
2	友延都茂子	○	7	河野孝也	○	12	市成信正	○
3	河野利治	○	8	野間保廣	○	13	和泉陣	×
4	川野元憲司	×	9	宗一則	○			
5	中野正年	○	10	内田勝夫	○			

農地利用最適化推進委員 3名

永野次郎委員 筒井正之委員 平田富和委員

事務局職員 4名

事務局長 塩崎 康弘 事務局次長 應利 豪晋
総括主幹 伊藤 康輔 香々地分室長 阿部 幸喜

会議に付した事件

- 議案第30号 農地法第3条の規定による所有権移転の許可申請について(農委処分)
- 議案第31号 農地法第4条の規定による許可申請について
- 議案第32号 農地法第5条の規定による所有権移転の許可申請について
- 議案第33号 農用地利用集積計画の決定について(貸借権設定)
- 議案第34号 農用地利用配分計画に係る農用地貸付(案)について
- 議案第35号 非農地証明願について
- 議案第36号 農地所有適格法人に関する要件適格届出書について

報告事項

- (1) 農地法第18条第6項の規定による合意解約について
- (2) 農地所有適格法人定期報告について

開会 午前10時00分

局長	<p>それでは、第5回の総会に入ります前に、資格確認についてご報告いたします。</p> <p>農業委員総数 13 名中、本日の出席委員 10 名、欠席委員 3 名で、過半数を超えております。</p> <p>従いまして農業委員会会議規則第 6 条の定めにより、本総会が成立していることをご報告いたします。</p> <p>なお、会議の議長は、会議規則第 4 条の規定により会長が務めることになっておりますので、ご了承願います。それでは、会長よろしく願います。</p>
議長	<p>皆さんおはようございます。お盆を控えまして何かとお忙しい中、本総会にご参集いただきありがとうございます。</p> <p>さて、新型コロナウイルス感染関係であります。昨日は国内で 15,000 人、東京で 5,000 人、県下で 31 人とお盆を控え、地方は帰省客等で危機感を持ち、大変な状況下であり、我々も更なる自己管理の徹底を望むものであります。</p> <p>連日、猛暑の中、健闘が続く東京オリンピックも 8 日が最終日で、日々の努力が功を奏し、目標達成が全てでないスポーツで友好が図られたでしょうか、日本頑張れの心境であります。</p> <p>それから皆さま方には、毎日の猛暑の中、農地パトロールをお願いしており、ご協力に感謝申し上げます。また各地区では雨が降らず、水田等が水不足であるなど聞きますけれども、台風 9 号 10 号に頼るしかないような状況でございます。まだまだ残暑厳しい日が続きますが、ご自愛ください。それでは座って進行させていただきます。</p> <p>ただいまから、令和 3 年度第 5 回豊後高田市農業委員会総会を開会します。開会にあたりまして、会議規則第 13 条第 2 項の規定に基づき、議事録署名委員を選任したいと思います。</p> <p>慣例により議長に一任願いたいと思いますが、ご異議ありませんか。</p> <p>(異議なしの声)</p>
議長	<p>異議なしであります。</p> <p>よって議事録署名委員に、2 番：友延都茂子委員及び 3 番：河野利治委員をお願いします。</p> <p>なお、議事整理のため、意見のある方は挙手をし、議長が指名した人のみ、発言を行ってください。皆様のご協力をお願いします。</p> <p>それでは議事に入ります。</p> <p>議案第 30 号、農地法第 3 条の規定による所有権移転の許可申請について審議を行います。事務局から提案します。</p>
事務局	<p>議案第 30 号、農地法第 3 条の規定による所有権移転の許可申請について次のとおり許可申請がありましたので意見を求めます。1 ページからになり</p>

ます。

申請番号 37 番、所在が [] 字 [] 番 [] 外 [] 筆で、地目は田と畑、合計面積が 1,061 m²、渡人が [] の [] さん、受人が [] の [] さんです。申請事由は、渡人が経営規模の縮小、受人が経営規模の拡大で売買するものであります。

申請番号 38 番、所在が [] 字 [] 番で、地目は畑、面積が 275 m²、渡人が [] の [] さん、受人が [] の [] さんです。申請事由は、渡人が経営規模の縮小、受人が経営規模の拡大で売買するものであります。

申請番号 39 番、所在が [] 字 [] 番で、地目は田、面積が 2,595 m²、渡人が [] の [] さん、受人が [] の [] さんです。申請事由は、渡人が経営規模の縮小、受人が経営規模の拡大で売買するものであります。

申請番号 40 番、所在が [] 字 [] 番外 [] 筆で、地目は田と畑、合計面積が 1,246 m²、渡人が [] の [] さん、受人が [] の [] さんです。申請事由は、渡人が経営規模の縮小、受人が経営規模の拡大で売買するものであります。

申請番号 41 番、所在が [] 字 [] 番で、地目は田、面積が 218 m²、渡人が [] の [] さん、受人が [] の [] さんです。申請事由は、渡人が経営規模の縮小、受人が経営規模の拡大で売買するものであります。

申請番号 42 番、所在が [] 字 [] 番 [] 外 [] 筆で、地目は畑、合計面積が 18,313 m²、渡人が [] の [] さん、受人が [] の [] さんです。申請事由は、渡人が経営移譲、受人が経営継承で贈与するものであります。

なお、渡人と受人は親子関係にあります。

申請番号 43 番、所在が [] 字 [] 番で、地目は畑、面積が 945 m²、渡人が [] の [] さん、受人が [] の [] さんです。申請事由は、渡人が経営規模の縮小、受人が経営規模の拡大で贈与するものであります。

なお、渡人と受人は親戚関係にあります。

申請番号 44 番、所在が [] 字 [] 番外 [] 筆で、地目は田と畑、合計面積が 1,038 m²、渡人が [] の [] さん、受人が [] の [] さんです。申請事由は、渡人が経営規模の縮小、受人が経営規模の拡大で売買するものであります。

以上、申請事案は農地法第 3 条第 2 項の各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えられます。以上、ご審議の程よろしくお願ひします。

議 長

事務局の調査によれば、取得要件に問題はないとのことですが、ご意見、ご質問のある方はございませんか。

(ありませんの声)

議 長

無いようですので、これを許可することにご異議ありませんか。

(異議なしの声)

議長

異議なしであります。よって、本案は原案のとおり許可することに決しました。

次に、議案第 31 号、農地法第 4 条の規定による許可申請について審議を行います。事務局から提案します。

事務局

農地法第 4 条の規定による農地転用について次のとおり、許可申請があったので意見を求めます。議案書の 5 ページをご覧ください。

申請番号 1 番です。申請地は、■■■■ 字 ■■■■ 番 ■ 外 ■ 筆で、地目は畑、合計面積が 382 m²の農業公共投資の対象となっていない農地です。

農地区分としては市街地にある区域内の第 3 種農地で、都市計画の用途区分は第 1 種中高層住居専用地域に該当します。

転用目的は共同住宅建築です。

市道 ■■■■■■■■■■ 線から市道 ■■■■■■■■■■ 線に入り約 ■■■ m の場所に位置し、北を ■■■、西を ■■■、東と南を ■■■ に接しています。

利用計画についてですが、申請者は申請地の南にある ■■■ を所有しており、今回申請地と所有する ■■■ を活用して建築面積 239.09 m²の木造 2 階建て共同住宅を建築する計画です。

埋め土等はおこなわず、敷地内の土砂を利用して整地する計画で、境界から十分距離をとり施工するため、周囲の営農に支障をきたす恐れはないものと考えられます。

転用に要する費用は、建築及び工事費として ■■■■■■■■■■ 円を見込んでおり、全額借入金で賄う計画で、これを満たす金額の独立行政法人住宅金融支援機構が発行した融資予約通知書の写しが添付されています。

工事期間は、許可日から令和 4 年 6 月 30 日までを予定しており、転用行為は確実に行われると判断されます。

許可基準は運用通知の許可基準第 2 の 1 の (1) のエの (イ) 「第 3 種農地の転用は許可をすることができる。」に該当します。以上です。

議長

事務局による現地調査及び転用基準との比較検討の結果、申請内容に問題はないとのことですが、ここで、地元の農地利用最適化推進委員の意見をいただきたいと思います。

最初に、申請番号 1 番につきまして、筒井正之推進委員からお願いします。

筒井正之
推進委員

はい。第 31 号 1 番の申請地につきましては、先程事務局から報告のありました通り、農業委員会の職員と農業委員と私で 7 月 21 日に現地を確認いたしました。その結果、現地については事務局から説明のあったように、支障がないというふうに思われます。以上です。

議長

ありがとうございました。同じく現地確認をしていただきました 3 番：河

野委員からも意見があればお願いします。

3番：
河野委員

はい。今事務局、それと筒井推進委員が申したように現地を見てきましたけれども、別に問題はないと思います。以上です。

議長

ありがとうございました。地元委員の意見では問題ないとのことですが、これに、ご意見、ご質問のある方はございませんか。

(ありませんの声)

議長

無いようですので、これを許可することにご異議ありませんか。

(異議なしの声)

議長

異議なしであります。よって、本案は原案のとおり許可することに決しました。

次に、議案第32号、農地法第5条の規定による所有権移転の許可申請について審議を行います。事務局から提案します。

事務局

議案第32号、農地法第5条の規定による所有権移転の許可申請について次のとおり、許可申請があったので意見を求めます。議案書の6ページからです。

申請番号11番、申請地は、 字 番 外 筆で、地目は田、合計面積が1,903㎡の農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地で、農地区分は第2種農地です。

転用目的は資材置場用地です。

申請地は、市道 線から市道 線に入り約 mの場所に位置し、南に 、北を 、東を 、西を に接しています。

申請地の一部が埋め土されており、所有者等に確認したところ、転用者である譲受人が農業委員会の許可前に埋立をしたとのことで、転用者から始末書が提出されています。

よって、本件は追認案件となります。

利用計画についてですが、譲受人は市内で運送業や土木工事業を行う法人で、申請地を購入し、資材置場とする計画です。

道路から低い土地を道路と同じ高さまで約1m盛土する計画で、申請者は別途、市環境課に豊後高田市土砂等による土地の埋立て、盛土及びたい積の規制に関する条例第3条第3項の規定に基づく届出書を提出しています。

また、隣接農地との境界からは十分距離をとって施工するため、土砂の流出や崩壊の恐れはなく隣接農地への影響はないものと考えられます。

雨水排水につきましては、自然浸透のほか南側の市道側溝に放流する計画です。

農地法以外に行政庁の免許、許可、認可等の処分は要せず、法令により義

務づけられている行政庁との協議もありません。

転用に要する費用は、土地取得費と建築工事費として 〇〇〇〇〇円を見込んでおり、すべて自己資金で賄う予定でそれを満たす残高が記載された金融機関の預金通帳の写しが添付されています。

工事期間は許可後から令和3年12月31日までを予定しており、転用行為は確実に行われると判断できます。

許可基準は、運用通知の第2の1の(1)のオの(イ)で、「申請に係る農地に変えて周辺の他の土地を供することにより当該申請に係る事業の目的を達成することができない場合」に該当します。

申請番号12番、申請地は、〇〇〇字〇〇〇番〇〇で、地目は田、面積が315㎡の農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地で、農地区分は第2種農地です。

転用目的は一般住宅用地です。

県道〇〇〇線から市道〇〇〇線に入り約〇〇〇m進んだ場所に位置し、北と東に〇〇〇、南と西を〇〇〇と〇〇〇に接しています。

申請地が隣接する宅地と同じ高さまで盛土されていることから、譲渡人に確認したところ、20年以上前に前所有者が田を畑に造成した際、盛土し、譲渡人が所有者となった10年ほど前まで野菜を作っていたが、転居により近年は休耕しているとのことでした。

利用計画についてですが、譲受人は市内の会社員で、譲渡人が所有する隣接地の宅地と申請地を購入し、合計面積489.14㎡の土地に建築面積116.25㎡の木造平屋建て一般住宅を建築する計画です。

雨水排水につきましては、南側の側溝に放流し汚水雑排水については北側の公共下水道に放流する計画です。

農地法以外に、その他行政庁の免許、許可、認可等の処分は要せず、法令により義務づけられている行政庁との協議もありません。

転用に要する費用は、土地取得費と建築工事費で 〇〇〇〇〇円を見込んでおり、事業費に見合う金額の金融機関が発行した融資予定証明書を承認する旨の文書が添付されています。

工事期間は許可後から令和3年12月31日までを予定しており、転用行為は確実に行われると判断されます。

許可基準は、運用通知の第2の1の(1)のオの(イ)のbで、「住宅その他の申請に係る土地の周辺の地域において居住する者の日常生活上又は業務上必要な施設で集落に接続して設置されるもの」に該当します。

申請番号13番、申請地は、〇〇〇字〇〇〇番〇〇で、地目は田、面積が78㎡の農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地で、農地区分は第2種農地です。

転用目的は一般住宅用地です。

県道〇〇〇線から市道〇〇〇線に入り約180m進んだ場所に位置し、北と東に〇〇〇、南と西を〇〇〇と〇〇〇に接しています。

申請地は、先ほどご説明した申請番号12番の隣接地であり、譲渡人が同じ案件で、前所有者が畑地化により隣接宅地と同じ高さまで盛土しています。

利用計画についてですが、譲受人は中津市の会社員で、譲渡人が所有する隣接地の宅地と申請地を購入し、合計面積 489.01 m²の土地に建築面積 149 m²の木造平屋建て一般住宅を建築する計画です。

雨水排水につきましては、南側の側溝に放流し、汚水雑排水については北側の公共下水道に放流する計画です。

農地法以外に、その他行政庁の免許、許可、認可等の処分は要せず、法令により義務づけられている行政庁との協議もありません。

転用に要する費用は、土地取得費と建築工事費で [REDACTED] 円を見込んでおり、全額借入金で賄う計画で、事業費に見合う金額の金融機関が発行した融資予定証明書が添付されています。

工事期間は許可後から令和3年12月31日までを予定しており、転用行為は確実に行われると判断されます。

許可基準は、運用通知の第2の1の(1)のオの(イ)のbで、「住宅その他の申請に係る土地の周辺の地域において居住する者の日常生活上又は業務上必要な施設で集落に接続して設置されるもの」に該当します。

以上です。

議 長

事務局による現地調査及び転用基準との比較検討の結果、申請内容に問題はないとのことですが、ここで、地元の農地利用最適化推進委員の意見をいただきたいと思えます。

最初に、申請番号11番につきまして、永野次郎推進委員からお願いします。

永野次郎
推進委員

先月21日に、事務局と中野委員と私とで現地の確認に行きました。事務局の説明のとおり、問題ないと思われます。

議 長

ありがとうございました。同じく現地確認をしていただきました5番：中野委員からも意見があればお願いします。

5番：
中野委員

今事務局と永野委員が申しましたとおり、問題はないと思われます。以上です。

議 長

次に、申請番号12番、13番につきまして、筒井正之推進委員からお願いします。

筒井正之
推進委員

はい。申請地の32号の12番と13番につきましては、7月21日に農業委員会の職員と農業委員と私とで現地の確認を行いました結果、事務局が先程説明したとおりであります。周辺の農地についても特に支障はないというふうに思います。以上です。

議 長

ありがとうございました。同じく現地確認をしていただきました3番：河野委員からも意見があればお願いします。

3番：
河野委員

事務局の説明のあったとおり、畑地化による盛土ということで私達が懸案していた事項はクリアできると思いますので、この点については問題ないと思います。以上です。

議長

ありがとうございました。地元委員の意見では問題ないとのことですが、これに、ご意見、ご質問のある方はございませんか。

(ありませんの声)

議長

無いようですので、これを許可することにご異議ありませんか。

(異議なしの声)

議長

異議なしであります。よって、本案は原案のとおり許可することに決しました。

次に、議案第33号、農用地利用集積計画による貸借権設定についての審議を行います。事務局から提案します。

事務局

議案第33号、農用地利用集積計画の決定についてです。権利種別が貸借権設定の案件で、農地中間管理機構を介した農地中間管理事業も含まれています。

それでは、集積表が18ページにありますのでご覧ください。表の下から2行目の小計で、利用権設定等の田の面積が11,320㎡、畑の面積が109,433㎡の合計面積が120,753㎡で、利用権を設定する農家数15戸、利用権の設定等を受ける農家数12戸で、利用権等の種類別面積のうち貸借に係る面積104,290㎡、使用貸借に係る面積16,463㎡です。

詳細につきましては議案書9ページから記載していますのでご覧ください。以上、提案します。

議長

ただ今の提案につきまして、ご意見、ご質問のある方はございませんか。

(ありませんの声)

議長

無いようですので、これを認めることにご異議ありませんか。

(異議なしの声)

議長

異議なしであります。よって、本案は原案のとおり認めることに決しました。

次に、議案第34号、農用地利用配分計画に係る農用地貸付(案)についての審議を行います。事務局から提案します。

事務局

議案第 34 号、農用地利用配分計画に係る農用地貸付（案）についてであります。農地中間管理事業の推進に関する法律第 18 条第 1 項の規定に基づき、農地中間管理事業における農用地貸付に係る利用配分計画を定めたいので、農地中間管理事業の推進に関する法律第 19 条第 3 項の規定に基づき意見を求めます。

お手元に配布してあります別紙 A 3 用紙の貸付調書についてあわせてご覧ください。議案書の 12 ページの権利設定を受けての配分計画の内訳を記載しているものです。

別紙の農用地貸付調書をご覧ください。

1 ページ目で、借受者■■■■■さんに 11 件の合計面積が 11,495 m²の貸し付けが示されています。

2 ページ目で、借受者■■■■■さんに 3 件の合計面積が 12,346 m²の貸し付けが示されています。

3 ページ目で、借受者■■■■■さんに 3 件の合計面積が 6,944 m²の貸し付けが示されています。

4 ページ目で、借受者■■■■■さんに 5 件の合計面積が 4,633 m²の貸し付けが示されています。

5 ページ目で、借受者■■■■■さんに 3 件の合計面積が 1,666 m²の貸し付けが示されています。

6 ページ目で、借受者■■■■■さんに 2 件の合計面積が 933 m²の貸し付けが示されています。

7 ページ目で、借受者■■■■■さんに 1 件の面積が 507 m²の貸し付けが示されています。

8 ページ目で、借受者■■■■■さんに 12 件の合計面積が 12,187 m²の貸し付けが示されています。

9 から 11 ページ目で、借受者■■■■■さんに 32 件の合計面積が 64,678 m²の貸し付けが示されています。

12 ページ目で、借受者■■■■■さんに 1 件の面積が 4,054 m²の貸し付けが示されています。

以上、提案します。

議長

ただ今の提案につきまして、ご意見、ご質問のある方はございませんか。

(ありませんの声)

議長

無いようですので、これを認めることにご異議ありませんか。

(異議なしの声)

議長

異議なしであります。よって、本案は原案のとおり認めることに決しました。

次に、議案第 35 号、非農地証明願についての審議を行います。
事務局から提案します。

事務局

議案第 35 号、非農地証明願についてです。議案書 20 ページからをご覧ください。

申請番号 16 番、所在が [] 字 [] 番 []、地目は畑で、面積 134 m²、申請人は、[] の [] さんです。

申請の内容は、平成元年頃から前所有者の父親が駐車場として使っていた。今回、非農地証明願を申請し、現況のとおり地目変更を行いたいということです。

現地確認したところ、現在、申請のとおり宅地化しており、非農地として認められると考えます。

去る 7 月 26 日に、地元推進委員の羽矢委員が事務局と現地確認をし、非農地として問題ないとの意見を頂いています。

申請番号 17 番、所在が [] 字 [] 番 []、地目は畑で、面積 159 m²、申請人は、[] の [] さんです。

申請の内容は、前所有者の父の代から耕作しておらず、平成 26 年に相続したあとも耕作できなかったとのこと。

今回、非農地証明願を申請し、現況のとおり地目変更を行いたいとのこと。

現地確認したところ、申請のとおり、非農地として認められると考えます。

申請番号 18 番、所在が [] 字 [] 番 []、外 [] 筆、地目は田で、合計面積 733 m²、申請人は、[] の [] さんです。

申請の内容は、平成 4 年 12 月に農地法 5 条の転用許可を得た後、資材置場として造成したが、登記変更申請をしていなかったとのこと。

今回、非農地証明願を申請し、現況のとおり地目変更を行いたいということです。

現地確認したところ、申請のとおり、非農地として認められると考えます。
以上です。

議 長

はい。ありがとうございました。それでは最初に申請番号 16 番につきまして、6 番：神田委員からも意見があればお願いします。

6 番：
神田委員

はい。農業委員会事務局と羽矢委員と私で、26 日、現地確認いたしました。問題ありません。事務局の説明のとおり非農地化しておりますので、よろしくお願ひいたします。

議 長

次に、申請番号 17 番につきまして、平田富和推進委員から意見をお願いします。

平田富和
推進委員

はい。7 月 21 日、事務局 2 名、宗農業委員、地区の人 1 名と現地確認をしましたが、特に問題ないと思います。

議長	<p>ありがとうございました。同じく現地確認をしていただきました9番：宗委員からも意見があればお願いします。</p>
9番： 宗委員	<p>はい。今平田委員からもありましたとおり、現地確認をしましたけれども問題ないと思われます。よろしくお願ひします。</p>
議長	<p>ありがとうございました。次に、申請番号18番につきまして、永野次郎推進委員からお願いします。</p>
永野次郎 推進委員	<p>21日、私と中野委員と事務局の方と一緒に現地を見てまいりました。説明のとおりで問題ないと思ひます。</p>
議長	<p>ありがとうございました。同じく現地確認をしていただきました5番：中野委員からも意見があればお願いします。</p>
5番： 中野委員	<p>今、永野委員が申したとおり問題はないと思ひます。よろしくお願ひします。</p>
議長	<p>地元委員の意見では問題ないとのことですが、これにご意見、ご質問のある方はございませぬか。</p>
	<p>(ありませぬの声)</p>
議長	<p>無いようですので、原案のとおり認めることにご異議ございませぬか。</p>
	<p>(異議なしの声)</p>
議長	<p>異議なしであります。よって、本案は原案のとおり認めることに決しました。</p>
	<p>次に、議案第36号、農地所有適格法人に関する要件適格届出書についての審議を行います。事務局から提案します。</p>
事務局	<p>議案第36号、農地所有適格法人に関する要件適格届出書についてです。農地法第2条第3項に規定する農地所有適格法人に関する要件適格届出書の提出がありましたので、意見を求めます。</p>
	<p>届出した法人は、 の株式会社 代表取締役 で、今後経営する農地を当該法人に一元化したいので申請するとのことです。</p>
	<p>別紙の農地所有適格法人確認書に記載のとおり、農地所有適格法人としての要件のすべてを満たしています。以上です。</p>

議 長	<p>ただ今の提案につきまして、ご意見、ご質問のある方はございませんか。</p> <p>(ありませんの声)</p>
議 長	<p>無いようですので、これを認めることにご異議ありませんか。</p> <p>(異議なしの声)</p>
議 長	<p>異議なしであります。よって、本案は原案のとおり認めることに決しました。続きまして、報告事項に入ります。</p> <p>報告事項(1)農地法第18条第6項の規定による合意解約について、事務局から報告します。</p>
事務局	<p>報告事項(1)農地法第18条第6項の規定による合意解約について次のとおり通知がありましたので報告します。22ページになります。</p> <p>届出番号9番、所在が■■■■字■■■■番、地目が畑で、面積が507㎡です。</p> <p>貸人が■■■■の■■■■さん、借人が■■■■です。</p> <p>解約事由については所有者の変更により合意解約するものです。</p> <p>届出番号10番、所在が■■■■字■■■■番外■■■■筆、地目が畑で、合計面積が1,191㎡です。</p> <p>貸人が■■■■の■■■■さん、借人が■■■■です。解約事由については借り人の都合で合意解約するものです。</p> <p>以上、報告します。</p>
議 長	<p>この件につきまして、ご質問等はございませんか。</p> <p>(ありませんの声)</p>
議 長	<p>無いようですので、次に、報告事項(2)農地所有適格法人定期報告について、事務局から報告します。</p>
事務局	<p>報告事項(2)、農地法第6条第1項の規定により農地所有適格法人から次のとおり報告書の提出がありましたので報告します。24ページになります。</p> <p>報告のありました農地所有適格法人は、農事組合法人■■■■、農事組合法人■■■■であります。</p> <p>内容等につきましては、議案書と一緒に配布してあります別紙の要件確認書のとおりであり、農地所有適格法人の要件を全て満たしております。</p> <p>以上であります。</p>
議 長	<p>この件につきまして、ご質問等はございませんか。</p>

(ありませんの声)

議 長

無いようですので、以上で、本総会の議事がすべて終了しました。
これを持ちまして、令和3年度豊後高田市農業委員会第5回総会を閉会します。お疲れ様でした。
その他、事務局より事務連絡等があればお願いします。

その他の事項 (別紙配布)

(新型コロナウイルスに伴う総会時の対応等について)

(令和3年度農地パトロール結果の提出について《各分科会にて説明・依頼済》)

(次回(令和3年度:第6回)総会について)

午前10時37分
令和3年8月6日